

## ○琴平町東京圏移住支援事業補助金交付要綱

令和7年4月1日告示第37号

(目的等)

**第1条** この補助金は、東京圏から本町への移住に要する経費を補助することにより、本町への移住及び定住の促進による地域の活性化を図ることを目的とする。

2 琴平町東京圏移住支援事業補助金（以下「移住支援金」という。）の交付については、琴平町補助金等交付規則（平成25年琴平町規則第2号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住支援事業 国の新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金（移住・起業、就職型））（以下「交付金」という。）を活用して香川県が県内市町と連携して実施する移住者のための補助事業をいう。
- (2) ワクサポかがわ 香川県が管理する就職マッチングサイトをいう。
- (3) 起業等スタートアップ支援補助金（地域課題解決型） 交付金を活用して香川県が実施する起業者のための補助事業をいう。

(補助対象者)

**第3条** 移住支援金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、移住等に関する要件を満たし、かつ、就業に関する要件（一般）、就業に関する要件（専門人材）、テレワークに関する要件、起業に関する要件又は関係人口に関する要件のいずれかを満たす者とする。

2 前項の「移住等に関する要件」とは、次の各号のいずれにも該当することをいう。

- (1) 移住元に関する要件 次のア及びイのいずれにも該当すること。なお、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振

興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）で規定される条件不利地域を有する市町村のうち、政令指定都市を含む市町村及び平成22年から令和2年の人口減少が10%以上の市町村をいう。以下同じ。）以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、その通学期間も対象期間とすることができる。

ア 本町へ住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。

イ 本町へ住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。（ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。）

(2) 移住先に関する要件 次のア及びイのいずれにも該当すること。

ア 移住支援金の申請時において、転入後1年以内であること。

イ 本町に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

(3) その他の要件 次のアからオまでのいずれにも該当すること。

ア 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

イ 日本人又は外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に定める永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者（以下「永住者等」と総称する。）のいずれかの在留資格を有するものに限る。）であること。

ウ 移住支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が移住支援金の申請時に納付すべき納期限の到来した香川県税及び琴平町税を完納していること。

エ 申請者を含む全ての世帯員が、過去10年以内に移住支援金を受給していないこと。

オ その他、町長が移住支援金の補助対象者として不適当と認めた者でないこと。

3 第1項の「就業に関する要件（一般）」とは、次に掲げる事項のいずれにも該当することをいう。

- (1) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- (2) 就業先が、香川県が移住支援事業の対象としてワクサポかがわに掲載している求人又は他の都道府県が移住支援事業の対象としてマッチングサイトに掲載している求人の対象法人（以下「移住支援事業対象法人」という。）であること。
- (3) 申請者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
- (4) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて、移住支援事業対象法人に就業していること。
- (5) 第2号に規定する求人への応募日が次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日以降であること。
  - ア 申請者が、香川県が移住支援事業の対象としてワクサポかがわに掲載している求人に応募する場合 香川県が当該求人を移住支援事業の対象としてワクサポかがわに掲載した日
  - イ 申請者が、他の都道府県が移住支援事業の対象としてマッチングサイトに掲載している求人に応募する場合 他の都道府県が当該求人を移住支援事業の対象としてマッチングサイトに掲載した日
- (6) 移住支援事業対象法人に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (7) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

4 第1項の「就業に関する要件（専門人材）」とは、次に掲げる事項のいずれにも該当することをいう。

- (1) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- (2) 香川県プロフェッショナル人材戦略拠点が実施するプロフェッショナル人材事業又は国が実施する先導的人材マッチング事業を利用して就業した者であること。
- (3) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
- (4) 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

- (5) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
  - (6) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。
- 5 第1項の「テレワークに関する要件」とは、次に掲げる事項のいずれにも該当することをいう。
- (1) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
  - (2) 所属先企業等が、国の交付金又はその前歴事業を活用した取組の中で申請者に所属先企業等からの資金提供がなされていないこと。
  - (3) 週20時間以上移住先でテレワークによる勤務をすること。
- 6 第1項の「起業に関する要件」とは、移住支援金の申請までの1年以内に、起業等スタートアップ支援補助金（地域課題解決型）交付要領に基づく交付決定を受けていることをいう。
- 7 第1項の「関係人口に関する要件」とは、次に掲げる事項のいずれにも該当することをいう。
- (1) 支給対象者の要件 次のア～エまでのいずれにも該当すること。
    - ア 移住時に40歳未満であること。
    - イ 本町内に居住経験があること。
    - ウ 移住前に、本町にふるさと納税を寄付している者
    - エ 移住前に本町が香川県外で開催又は出展した移住相談に参加し、移住に関する相談を行っていること。
  - (2) 地域の担い手確保の要件 次のア～エまでのいずれかに該当すること。
    - ア 農林水産業に就職する者
    - イ 観光水産業に就職する者
    - ウ 家業等に就職する者
    - エ 申請時において、本町内の自治会行事やイベント等に参加し、地域の担い手となる意思を持っており、かつ、香川県内で就業している者。た

だし、次に掲げる就業先を除く。

(ア) 国及び地方公共団体

(イ) 風俗営業等の規則及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業

(ウ) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等

8 申請者は、2人以上の世帯向けの金額を申請しようとする場合には、次の各号に掲げる事項のいずれにも該当しなければならない。

(1) 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

(2) 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。

(3) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、申請時において転入後1年以内であること。

(4) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

9 申請者が、18歳未満の世帯員を帯同して移住し、18歳未満の世帯員につき加算額（以下「子育て世帯加算」という。）を申請しようとする場合は、次の各号に掲げる事項のいずれにも該当しなければならない。

(1) 18歳未満の世帯員は、前項に掲げる要件を満たした上で、申請日の属する年度の4月1日時点において18歳未満であること。ただし、申請日の属する年度の4月2日が18歳の誕生日の者は対象とする。

(2) 18歳未満の世帯員は、申請者の配偶者でないこと。

（移住支援金の額）

**第4条** 町長は、補助対象者に対し、2人以上の世帯の場合にあつては100万円、単身世帯の場合にあつては60万円の移住支援金を交付する。なお、子育て世帯加算は、18歳未満の世帯員1人につき100万円とする。

（交付の申請）

**第5条** 申請者は、琴平町東京圏移住支援事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）を町長に、当該年度の2月末日までに提出しなければならない。

2 申請者は、次の各号に掲げる書類を交付申請書に添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 写真付き身分証明書又はその写し（提示により本人確認できる書類）
- (2) 移住元の住民票の除票の写し等（移住元での住所地、在住期間を確認できる書類。2人以上の世帯向けの金額を申請しようとする場合は、申請者を含む2人以上の世帯員の移住元での住所地を確認できる書類。）
- (3) 申請者が日本国籍を有しない者である場合は、永住者等のいずれかの在留資格を証明するもの
- (4) 移住支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し（確実に振込可能となる情報（金融機関名・支店名・口座種類・口座番号・店番号・名義人名）が確認できるものに限る。）
- (5) 申請者が第3条第3項又は第4項の就業に関する要件を満たす者である場合は、就業証明書（就業に関する要件用）（様式第2号）
- (6) 申請者が第3条第5項のテレワークに関する要件を満たす者である場合は、就業証明書（テレワークに関する要件用）（様式第3号）又は就業時間の証明書（移住支援金（テレワーク）の申請（報告用））（様式第3号の2）
- (7) 東京23区内で勤務していた企業等の就業証明書又は離職票等、移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことが確認できる書類（東京23区以外の東京圏（条件不利地域を除く。）から東京23区内へ通勤していた者の場合）
- (8) 開業届出済証明書等、移住元での在勤地を確認できる書類（東京23区以外の東京圏（条件不利地域を除く。）から東京23区へ通勤していた法人経営者又は個人事業主の場合）
- (9) 個人事業等の納税証明書等、移住元での在勤期間を確認できる書類（東京23区以外の東京圏（条件不利地域を除く。）から東京23区内へ通勤していた法人経営者又は個人事業主の場合）
- (10) 東京23区内の大学等の在学期間の分かる卒業証明書等の書類（東京23区内の大学等へ通学していた者の場合）

- (11) 申請者が第3条第6項の起業に関する要件を満たす者である場合は、起業等スタートアップ支援補助金（地域課題解決型）の交付決定通知書の写し
- (12) 香川県税に滞納がないことを証明する書類（2人以上の世帯向けの金額を申請しようとする場合は、申請者を含む世帯員全員の滞納がないことを証明する書類）
- (13) 町税に滞納がないことを証明する書類（2人以上の世帯向けの金額を申請しようとする場合は、申請者を含む世帯員全員の滞納がないことを証明する書類）
- (14) 申請者が第3条第6項の関係人口に関する要件を満たすものである場合は、就業証明書（関係人口に関する要件用）（様式第3号の3）及び寄付金受領証明書
- (15) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類  
(交付の決定)

**第6条** 町長は、前条の規定による申請があった時は、その内容を審査し、移住支援金を交付すべきものと認めたときは、交付の決定を行い、琴平町東京圏移住支援事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により、当該申請者に通知する。

2 町長は、前項の決定に際して必要な条件を付すことができる。

(移住支援金の交付)

**第7条** 移住支援金は、前条第1項の規定により交付の決定をした後に交付するものとする。

(交付決定の取消等)

**第8条** 町長は、前条の規定により移住支援金の交付を受けた者（以下「補助金受給者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、移住支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情として、町長が認めた場合は、この限りではない。

- (1) 移住支援金の申請日から5年以内に、本町から転出した場合
  - (2) 申請者が第3条第3項又は第4項の就業に関する要件を満たす者である場合、移住支援金の申請日から1年以内に、移住支援金の要件を満たす職を辞した場合
  - (3) 第3条第6項の起業支援事業に係る起業等スタートアップ支援補助金（地域課題解決型）の交付決定を取り消された場合
  - (4) 虚偽の申請であること又は居住、就業若しくは起業の実態がないことが明らかになった場合
- 2 町長は、前項及び第7項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、琴平町東京圏移住支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第5号）により、当該補助金受給者に通知するものとする。
  - 3 補助金受給者は、本町が居住確認のための立入調査等を行う場合には、これに応じなければならない。
  - 4 第1項第1号の規定にかかわらず、補助金受給者の就業先が行う一時的な勤務、転勤、出向又は研修等による転出の場合には、交付決定の取消しを行う必要はないものとする。この場合、補助金受給者は、転出前に就業先が発行する、一定期間の研修等で他の市区町村へ転出することの証明書（様式第6号）を提出しなければならない。
  - 5 第1項第1号の規定にかかわらず、補助金受給者が香川県内の他市町に転出する場合には、交付決定の取消等を行う必要はないものとする。この場合、補助金受給者は、町長に対し転出報告書（様式第7号）を提出しなければならない。なお、転出した後、さらに別の市区町村に転出する場合も同様とし、以後、転出のたびに同様の取扱いとする。
  - 6 補助金受給者は、移住支援金の申請日の次年度から5年間の間、毎年度、3月1日から3月31日までに、町長に現況届（様式第8号）を提出しなければならない。
  - 7 町長は、補助金受給者から前3項に規定する書類の提出がない場合、第3項に規定する立入調査等を拒否した場合等で補助金受給者の県内居住が確認できないときは、交付決定を取り消すことができる。

（返還請求）



**第9条** 町長は、前条の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、既に支給した移住支援金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

2 町長は、前項の規定により補助金受給者に損害が生じることがあってもその賠償の責めを負わない。

3 本条による返還金額は次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 虚偽の申請等が明らかになった場合 全額

(2) 移住支援金の申請日から3年未満で香川県外の市区町村に転出した場合 全額

(3) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に香川県外の市区町村に転出した場合 半額

(4) 申請者が第3条第3項又は第4項の就業に関する要件を満たす者である場合、移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合 全額

(5) 第3条第6項の起業支援事業に係る起業等スタートアップ支援補助金（地域課題解決型）の交付決定を取り消された場合 全額  
(補則)

**第10条** この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が定める。